

平成 22 年度第 3 回寝屋川市男女共同参画審議会 要旨

日時：平成 22 年 10 月 5 日（火）午前 9 時 30 分～11 時 50 分

場所：市役所議会棟 5 階第 2 委員会室

出席委員：楨村委員長、伊藤副委員長、億委員、牧田委員、新垣委員、
中谷委員、田中委員、高見委員、地福委員、
石田委員、川口委員、寺井委員、中村委員

事務局：良人・ふれあい部長、村山人権文化課課長、松下係長、平田主査、余川

案件：議題 (1) 第 4 期ねやがわ男女共同参画プランに係る施策の方向について
(2) その他

- 本審議会の要約だけでなく、きちんと議事録を作っていただくに越したことはない。作成の早さも含めて頑張っておられる審議会もあるので、引き続き努力をお願いしたい。
- 前回、障害児教育、今は支援教育と言うが、それをどこかに設けていただいた方がいいのでは、と申し上げた。特に教育では、小さい頃からジェンダーに対する理解、社会的性別による差別や誤った認識にならないようにということを含めながら、しっかりと教える。もう一方ではノーマライゼーションという形で触れられているところもあったので、特に申し上げたいのは、男女の問題から考えたときに、障害児をもたれた場合、これは高齢になって障害をもたれたときと同じだと思うが、家庭生活上も今の社会が、女性にかなり負担がかかっていることだ。学校教育の中で支援教育ということで、きちんと男女平等社会をつくっていくという認識を育てていくことと併せて、社会全体で、中でも男女共が力を合わせて障害者に対してしっかり関わっていく、ということの両面から、小さい頃から、とりわけ障害のある方に対して認識を育てることが大事ではないかという思いがあって申し上げた。
- 他の審議会で市民にパブリック・コメントをした場合でもそうだが、担当課が市としてこのような考え方をしているという説明まではされる。表現を変えずに「こんなふうに考えている。」という説明だけでは結果として変わったことにならないし、市の計画の中に表現されたことにならないので、含んでいると言うのであれば、例えば「支援教育等を含む」という言葉を入れるなどするほうがいい。障害児に関する点については、施策として強調しないとなかなか進まない側面があるので申し上げている。今後のことも含めてぜひ引き続き積極的な検討をお願いしたい。市の考え方の説明だけでは、答えにならないと思う。
- 「ジェンダー（社会的性別）」という言葉だが、政府の場合は「ジェンダー」

という記載で動き始めているということと、もともと「社会的性別（ジェンダー）」というのは5年前の「ジェンダーフリー」をめぐる議論の中で政府が工夫してつくった言葉である。今後、「(社会的性別)」はほとんど使われなくなるのではないかと思う。政府の現在の答申案では、「ジェンダー」の説明として欄外で「社会的・文化的に形成された性別」となっているので、「ジェンダー」を通して、どこかで説明する形のほうがよいのではないか。これからはおそらく「社会的性別」は使われなくなるので、つけることでかえってややよくなるのではないかと思う。

- P10の120番、121番、132番で、人権文化課が担当課という形でまとめられているが、デートDVに関して教育委員会と連携することが暴力の部分では重要なのではないか。
- 全体を通して担当課が人権文化課、あるいは高齢や福祉など、偏っている。関係各課と書かれてしまうとどこか分からないので、例えばDV関係であれば警察は直接ここに書けないとしても、いろいろなところに関わるのではないかと指摘があった。人権文化課を通して波及するのか、それとも名前を書いておいたほうがはっきりするのか。
- P7の92番「障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます」と書いてあるが、例えば「障害児」と言われることは、その子ども自身がどのような受け取り方をするのかを考えると賛成しない。「障害」を「支援」と言い換えるなど何か別の呼び方にしたほうがよいのではないか。「障害」と言われたときの、その人の気持ち等をこれからは考えていかないといけない。
- この頃は障害の「害」を平仮名で書くようになっている。
- 障害福祉課という担当課の名前が、「害」という字になっているのでなかなか難しいのかもしれないが、それも含めて少し検討していただいたほうがよいと思う。
- 法律用語でもまだ「害」が使われている。ただ、政府でも将来的に平仮名にするようなので、課の名前や法律用語は今すぐに直せないかもしれないが、男女共同参画プランの本文では平仮名にすることは可能かと思う。
- 「ジェンダー」について、日本語でも、「社会的性別」という言葉自体がピンとこないと思う。政府の定義は「社会的・文化的に形成された性別」なので、「社会的・文化的性別」としたほうがまだいいかなと思う。なぜ「文化的」が外れたかというのと、「文化」という言葉の定義をめぐって複雑な議論があったからだ。例えば、ひな祭りやこいのぼり等をなくすのかということで「文化」という言葉が外れた。社会科学用語の「文化」とは、人間の習慣的な行動やものの考え方、言い方なので、こいのぼりやひな祭りという言葉がない

文化として「社会的・文化的に形成された性別」という議論に今は落ち着いている。「社会的・文化的性別」とすれば、政府の説明とそれほどずれなくなる。

- 第3期プランの中間見直しでは、本計画くらいの見直しと訂正を行ったと思う。いずれ政府がきちんとした報告書を出すとそれが流れていくので、そういう議論を基にしたい。今「社会的・文化的性別」と入れておいて、見直しの時に全部取ってしまうのはどうか。
- 学校でPTAの方とお話をしている限りでは、「ジェンダー」という言葉はまだまだ周知されていないように感じるので、「社会的・文化的性別」の併記は必要だと思う。
- 「ジェンダー」という言葉を知ったのは、10年前だ。まだまだ地域では難しいと思う。
- 政府は今度の流れでは、「ジェンダー」という言葉をあまり使っていない。ただ、冒頭で「ジェンダー」という言葉が出てきて、欄外に「社会的・文化的に作られた性別」と解説が入っている形なので、少なくとも「社会的・文化的性別」と入れておいたほうが、政府の定義と整合性がとれると思う。
- 男性の看護・介護について、育休についてもそうだが「なぜそういうことで休むのか。」と、企業側の理解が非常に難しいという意味で、89番の〈市民・地域社会、企業の役割〉の中で「子ども」だけでは範囲が狭いのではないかと思った。
- 87番の〈市民・地域社会、企業の役割〉として「男性による介護について理解を深めましょう」とあり、男性をここで押さえてある。ただ、89番は「子ども「の頃から」看護・介護への関心を」、とすれば大人も巻き込めるのではないかと思う。
- 89番の担当課に教育指導課は必要だが、社会福祉協議会や地域の方と一緒に、ということで、行政の社会福祉関係は関係しなくていいのか。これでいいのであればいいが、少しひっかかった。
- 89番について、核家族化が進み高齢者と一緒に暮らしていないと、取組がなければ自分がそういう年齢にならないと分かりにくいと思うので、「子どもの頃から」というのは重要かもしれない。
- P9の108番が、何度読んでも分かりにくいと思った。「摂食障害」という文言がどこにどうかかっているのか。思春期や出産期、更年期、高齢期という、いわゆるライフサイクルを心身の両面からとらえましょうと、言いたいことはすごく分かるが、いろいろと盛り込もうとして文章として破綻してしまった感じがする。「ライフサイクル」と一言で言い切ってしまうと簡単すぎるので、「更年期、高齢期、摂食障害、不妊」としたのだと思うが、「摂食障害」

という文言が浮いている。例えば「癌や病気」と言っているのと同じだ。大項目、中項目、小項目がある中で、並列なのか、細部にわたることなのかで混乱が生じていて、気になる文章だ。

- 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とそれぞれの女性の身体的症状を心身両面からとらえて「期」で統一するか、その中で具体的に「摂食障害」と「不妊」だけ具体的に出ていて、特に重要だということであれば二つ出さないといけない。
- あまり一般化してしまうと具体的取組としての具体性を失くしてしまう。そういう意味では特記しなければいけない部分として、摂食障害や不妊についてのケア等、考えないといけない。ただそれだけでは特化しすぎるのではないかという危惧から、更年期やライフサイクルを盛り込んでいるのであれば、特記するならしてもいいと思う。各期のライフスタイルごとに「思春期における摂食障害、出産期における不妊治療等についてのケアに努める」のような言い方にしていくのか。盛り込もうとしすぎて具体的取組に欠けることのないようにしていただければと思う。
- 107番は「相談窓口の充実と情報提供」。これを受けて108番で「医療と連携してトータルに応じられる相談に努めます」という形。108番のポイントは、医療と連携してトータルに応じるということころだと思う。だから「女性の心や心と身体に関する悩み」でかっこして、例えば具体例を挙げてそれを心身両面からとらえて医療と連携してというような形で整理することもできると思う。
- 108番の施策の方向が「生涯の各時期に応じた」となっているし、「摂食障害や不妊、妊娠・出産期、更年期、高齢期などにおける女性の身体的症状を心と身体の内面からとらえ」とすれば、整合性がとれると思う。
- P10の130番「DVを予防・防止するための学習機会の充実と啓発活動に努めます」の担当課は人権文化課でいいと思うが、性教育を小・中学校で行っていて、DVについて講師に医師を招いて行っている。できれば担当課として教育指導課を付け加えていただけたらと思う。
- 全体に絡むところは複数の担当課を挙げてもいいと思う。一つの課が全部をするのは問題だと思う。
- 実際、性教育の分野での授業や、講師を呼んでDVについて啓発している。だから、27番や28番ではなく、130番に「人権文化課・教育指導課」とした方が、より市民の方が理解しやすいと思う。
- 92番だが「障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉計画に基づき、「支援教育と」障害福祉サービスの充実に努めます」というふうにしていただいて、障害福祉課に加えて教育指導課を入れてもらおうと一番うまくいくのでは

ないか。

- 教育指導課は、基本的には教育の分野全般を覆っている。ただ、どこまでかが非常に難しい。これはウエイトが高いから意見をもらっていると思うが、男女共同参画や人権ということになると、教育指導課が関わってくる。しかし、あれもこれもとなってしまうので戸惑っている。
- 昨年からコミセン単位で6つの地域包括支援センターができて、高齢者のことは全て相談にのってもらえるので、かなり利用させていただいているが、まだ十分に浸透していない。例えば、子どもの様子が少しおかしい、あるいはネグレクトで食事を与えていないのではないかという感じをもたれる地域の方も、通報することに対してすごく抵抗をもっておられる。通報者の個人情報は一切公表しないということになっているが、想像で通報するのもどうかと思って通報をためらっている方もいると、たまに聞く。保育所や幼稚園で、園児が体操の時間に上半身裸になるなどすると一番よく分かる。首から上のことであれば親も手を出さなかったりして分かりにくい。どういう虐待をされているかということも含め、先生方に、深刻な事態にならないうちに通報をお願いしている。我々、民生委員・児童委員協議会も、福祉委員といろいろと注意をしているが、なかなか分かりづらいところがある。特に高齢者の場合は、分かりにくい。認知症の方は特に本人の言い分と家族の言い分はかなりギャップがあるので、そのあたりが難しい。極力、そういうことを地域でネットワーク化して、深刻な事態に陥る前に救っていくという方向で民生委員・児童委員協議会が頑張っている。行政としても分かりやすい広報活動をしていただければと思う。
- 虐待の問題は、具体的にどうするかまでいかないとなかなか助けることができず、悲惨なことになってしまうという、地域の深刻な問題だ。寝屋川市だけでなく、いろいろなところで起きているので、「広報に努めます」からさらに一歩踏み込んでいかないといけない差し迫った問題だと思う。資料1を見て、人権文化課があまりにたくさんの仕事を負いすぎているのではないかと思った。もう少し他の課にしてもらえないか。
- 駅前では児童虐待防止キャンペーンのティッシュ配りをするという案内がこども室から来て、年内にあと2回くらいするという話なので、何か始められたなという感じはしている。
- 啓発では遅いという感じではあるが、例えば高齢者虐待の場合はなかなか難しいが、児童虐待の場合は医師が通報する場合もある。それはこの中には入らないのか。学校でいろいろと把握されている場合もある。
- 寝屋川市の児童虐待の件については、教育指導課から9月の第1週か2週目くらいまでに、家庭児童相談所に相談があった児童について、各学校でチェ

ックして報告するように言われ、取り組んだ。寝屋川市の家庭児童相談室は本当に忙しいと思うが、一生懸命取り組んでいただいている。ネグレクト関係の兄弟がいたが、家庭児童相談室と連携した結果、登校するようになった。数が数なのでなかなか大変だ。そういう中で、もちろん地域の方の通報が全然ないというわけではない。毎日家庭訪問するがなかなか会えなくて、地域の方から通報があつて、家庭児童相談室が動いて、親が動いた。そういう活動は目立たないが、事件が起こってしまうとそれが目立ってしまうということがある。

- 広報の問題で、この夏、大阪府がかなりお金をかけてテレビで宣伝をした。その反響もあつて、正確な数字はつかめていないが、通報が2倍か3倍くらい増えた。広報も大事だが、結局そのときに対応できる人の配置が大事だと思う。国は改善、府も増員、寝屋川市も増員ということだが、絶対数が足りなすぎる。ネグレクト、育児放棄については、延べではなく実数で、200件を超えているのが寝屋川市の実態だ。2倍、3倍の人員配置をすべき現状だ。広報活動も大事だが、それに対してきちんと対応できる人の配置こそを基本に据えるべきだと思う。
- P10の123番、124番の行政の役割の中の、「必要な」という言葉は削除して、「通告義務などについて広報活動に努めます」としたほうがいい。「必要な」があると、読み手に逃げているような印象を与えてしまう気がする。
- 市民レベルから言うと、具体的に人を配置している課を担当課で書いたほうが、例えば「この話は人権文化課に言えばいいな。」とよく分かると思う。男女共同参画プランもかなり長い間行っているし、これからは具体的にしていけないといけな。市民が直接言えたら早く処理ができるので、そういう担当課をこれから考えて、書いていくのはどうか。
- 企業関係については産業振興課と連携し、セミナーという形で企業にも集中して振興策を行っている。
- 数年前に発行された暮らしの便利帳に相談窓口がある程度載っていると思う。詳しくは見えないが、ある程度相談窓口が載っていたので、そういうものを参考にしながら第4期プランの担当課に入れていってもいいと思う。
- 児童虐待の通報の話だが、電話番号が長いから覚えられないということで、例えば119のように覚えやすい番号にするなど、国のほうで努力するということだが、まだまだ進んでいないので、これも検討の中に入ると思う。
- 児童虐待の場合、隣近所のお節介をするような共助力の重要性を感じる。地域、社会福祉協議会でもいろいろと頑張っていただいているが、とにかく「おかしい。」と思ったら通告するというのが普通の、お節介な市民がたくさんいる寝屋川市にできるような地域の取組を皆様と一緒にできればいいと思う。

隣の人がだれなのか分からない時代で、こういう問題はどんどん出ているので、地域の重要性をますます感じる。

- 担当課を明確にするのは、本当に重要かもしれない。いつどこに相談したらいいのかが明確になるよう、それこそ新しくできる暮らしの便利帳には特に注意項目ということで目立つように入れていただけたらいいと思う。
- 122番では、当初は法律を列挙していたのを、今回「人身取引」を追加して変更されているが、その後の言い回しが変わっておらず「児童虐待、人身取引などについて学習し、理解を深めましょう」となっている。ここは変えてほしい。
- 122番は、人身取引という、法律とは違う言葉が入ったため「法」を削除したのではないか。人身取引に関わる法律はいくつかの法律が複合的に関連しており、その改正もされているので、法でまとめることができないわけではないが、法律を理解することだけでは問題は解決しない。法律を含んだ問題の構造そのものを学習しないといけないので、法律に限定しないほうがいいと思う。
- 「児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引などについて学習し、かつ、防止に努める」などと書かないと誤解されてしまう。「児童虐待の背景を理解しましょう」なら分かるが、児童虐待を理解したら困る。「理解しましょう」という場合、どうしても共感することが含まれてくるので、「防止に努める」など、防止の方向性をとっていかないと混乱すると思う。
- P1の「ジェンダー」だが、「ジェンダー（社会的・文化的性別）」という表記にしていただければと思う。
- P3の4の(1)の冒頭、「国際的には、」は必要ないのではないか。3段落目に「国においては、」とあるが、検討していただきたい。
- P8の目標数値は、他にもいろいろ考えられるかと思うが、気になるのは目標数値の8個目「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」。これは重要だが、行政機関が人の生き方や考え方に影響を与えることを目標にして施策を実施していいのかどうか。結果的にこれが変化することは大切で、生き方そのものを変えてほしいが、行政として表向きに書けるのか。これはいろいろな議論があって、認知度等は広報、行政の仕事の結果なので入れてもいいと思うが、考え方そのものをどう扱うか、一工夫いるような気がする。
- P8の4に、国と府の話をもう少し書き込んでおいてもいいと思う。今回の第3次の国の計画が、地域をオールジャパンという形で設定した時、寝屋川市だけではなく、府内の市町村や府等、いろいろなところと連携しながら推進していくということをもう少し4のところ書き込めないか。②で「国、

府を含む」など書けばいいのかもしれないが、少し記載したほうがいいと思う。

- P 1本文の2行目「男女が、社会の対等な構成員として」について、単なるメンバーではなくて、つくっていくという、主人公ということからいうと「構成員」ではなく「形成者」とするのが望ましいと思う。
- P 1の4行目の最初、「均等に」とあるが、画一的過ぎる。問題は平等かどうかにあると思うので、「平等に」の方がいいのではないか。
- 具体的取組の試案でも少し変えられたが、基本理念の(1)「男女の人権が保障される」となっているが、「男女の」を削除し、「人権が保障される社会づくりを進める」という表題でいいのではないか。
- 基本理念(1)「女性も男性も、それぞれの性に誇りと自信がもて」とあるが、性同一性障害など、女性でありながら男性、男性でありながら女性という人たちが出てくる中で、生まれた時の性別で「それぞれの性に誇りと自信がもて」という表記は、いらぬのではないか。「女性も男性も個人としての尊厳が重んじられることが大切です」ということでいいのではないか。
- 基本理念(1)の最後、「さまざまな暴力が根絶される社会を目指します」ということだが、できればさまざまな暴力の後に「や性的被害」あるいは「人権侵害」を入れていただけたらと思う。
- 基本理念(2)1行目「女性も男性も生き方を自己決定できるよう」となっているが、「すべて個人は性別に関係なく、」女性も男性も」とした方がより正確になるのではないか。
- 基本理念(3)1行目、「対等に」となっているが、男女を対立的に描くのではなく、共に支えながらつくっていくという視点を大事にするということであれば、「平等に」のほうがいいのではないか。
- 基本理念(4)1行目、「女性が自ら担い手となる必要があります」となっている。私は、「女性の地位向上」又は「女性の社会的地位向上」でもいいが、「社会的平等が保障されなければなりません」という文章にし、その後ろを「女性が積極的に」知識や情報を自ら得、」としたほうがよりいきるのではないか。
- 基本理念(7)1行目から2行目、「固定的な役割分担意識による決めつけが」となっているが、「による決めつけ」を削除し、「性別に基づく固定的な役割分担意識が、社会「全体」の制度や意識の中に依然として残っており」と、「全体」という言葉を入れた方がいいのではないか。
- 基本理念(7)「男性への意識変革や家庭・地域生活への参画を促進する啓発の充実を図ります。」となっているが、「男性への意識変革」というのがよく分からないので教えてほしい。

- 基本理念(8)見出し、「市民と行政の対等なパートナーシップをつくる」となっているが、市民と行政ではパートナーシップをつくるにしても、対等にならないと思う。行政間のパートナーシップとは全然違い、市民と行政は全く同じ立場、同じ条件ではない。行政というのは権限も財政も非常に大きい、市民一人ひとは小さな存在だ。市民全体と行政とのパートナーシップということは分かるが、対等ではありえないので、こう書くと行政の責任放棄と市民への押し付けをしている感じがする。その下の文章の「対等なパートナーシップ」の「対等な」も、いらぬのではないかと思う。市民と行政と言いながら下の方では「市民活動団体等と連携した取組を進めます」と書いてあり、そこに集約してしまうように見える。市民と行政のパートナーシップということであれば、市民全体との関係ではどうするのかをもう少し書き込んだほうがいいのではないか。
- P5のプランの概要で(1)の最後のほうの「男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し」の「協働」はいいが、「それぞれの役割」をもう少し具体的に書いたほうがいいと思う。基盤整備、柱、軸、骨といった意味で、行政がきちんと政策的課題として実現をしていくという役割が極めて大事なわけで、その上で協働が成り立つと思う。もう少し社会構造や社会システムというものについて、変革との絡みも含めて、具体的な表現をしたほうがいいと思う。この間の活動や事例から課題を明らかにして解決していく方向性を打ち出していくことが必要ではないか。
- P8に関連して、国や府に対してもう少しきちんと求めていくことが必要だと思う。市民と事業者、市が一体となって行動するための指針が本プランになるが、やはり根幹となる制度、強制力を持つ法律をしっかりと基盤整備と絡めてつくらない限りは、男女共同参画社会の実現、方向性の具体化はされないと思う。国や府に対して求める中身は、「プランの推進」の部分に書いたほうがいいと思う。
- P8で平成32年度までの目標数値からいうと、志が小さすぎる。例えば、「審議会等への女性委員の登用比率30%」、もっと高い目標を掲げなければ実際は進まないのではないか。
- P8「保育所(園)の「利用率」という書き方でいいのか疑問だ。保育所を利用するのは市民の側であって、行政がそれを待機児童も含めて要求が強いから受け止めるということにしても、利用率という指標をもってくるのはどうかと思う。待機児童が分かっているならば、あるいは基盤整備の必要性から、例えば「保育所の箇所数」や、「待機児童ゼロ」を目標にするなどといった目標数値の設定がいいのではないか。
- P8「地域包括支援センターの相談件数」と書かれているが、相談に対して

- どれだけ相談に乗れるのかということのほうが大事だと思うので、相談件数ではなく相談に応じる目標数値の設定をするほうがいいのではないか。「乳がん検診の受診率」も同様に、せめて50%を目標にすべきだと思う。
- P8「ジェンダーの認知度」も、今後の10年を考えれば加速度的に目標が達成されると思うので、50%では低いと思う。その下の三つは認知度や認識ということだが、「DVの認知度」の中にその下の項目を合わせていいのではないか。意識や認識よりも、こういった問題が解決されること、解決できるような施策の推進のほうが大事であり、本来はそこが目標にあるべき。意識や認識ということ言えば、DVの認知度だけでいいと思う。
 - P8の4①の「対等な」についても、見直すべきだと思う。
 - P8の「目標数値を設定する施策」について、PDCAが重要なので、この目標数値を設定するのは非常に分かりやすく重要だと思うが、これでは偏りがあるのではないか。7つの基本目標に対応した具体的な目標数値の設定があれば、進捗度合いを測る一つの目安になると思う。DVは重点項目なので指標が3つあるが、基本目標一つ一つに指標を置いていく、基本目標に対してこの指標で進捗を見ていくという対応関係が必要だと思う。
 - 地域包括支援センターの目標数値に関して、相談件数が目標に挙がっているが、実は地域包括支援センターはケアの方向性がないといけない。要するに問題が起こって相談をしに行くというより、これ以上悪くならないために、ケアプランを立てるのが本来の役目だ。
 - 乳がんは女性の死亡原因の上位を占めており、欧米では乳がん検診の受診率は70%以上だ。受診率の目標数値を30%とするのは問題だと思う。
 - せっかく目標を設定するのだから、地域のことや具体性等を考慮して、もう少し細かく設定するなどの工夫が必要だと思う。
 - 高齢者虐待や児童虐待については、寝屋川市は特にそれで注目を浴びたということもあるので、例えばP4の策定の背景のところで、法律そのものを書き込む必要はないと思うが、高齢者虐待等について少し「プランの推進について」の中に書き込んでおいたほうがいいのではないかなと思う。
 - 地域包括支援センターの相談件数目標が3703件と細かいが、今までの伸び率からの算出とするのであれば、他の数値も伸び率からの算出が必要になると思う。目標とする数値だから、ここは変えたほうがいいのではないか。
 - 審議会への女性委員の登用比率30%は当たり前すぎるので、少なくとも40%にする必要があるのではないか。
 - 審議会等への女性委員の登用比率の目標数値が平成32年まで30%というのは疑問だ。女性が平等に参画するという趣旨でずっと審議をしているので、せめて50%近く、40%以上に変えたほうがいいのではないか。

- 市職員の女性職員の管理職比率も10年後のことを考えると、30%~35%、40%くらいを目標数値にしたほうが男女共同参画プランの名に合った目標数値になるのではないかと。
- 10年後には団塊の世代はいなくて、ずいぶんと世代替わりをして新しい時代に入っていると思う。今までの延長上でいくかどうかは分からないのではないかと。なかなか変わらないかもしれないし、がらりと変わるかもしれない。
- 「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」の数値目標は、行政が思想の部分に直接的に介入している印象を受けるため、果たしていいのだろうか、という意見があった。言いたいことは分かるが、それを言い出すと、私自身も男女共同参画の原点に立ち返ってしまう。結局、是か非か、何が正義かという意味でいくと、やはり性別役割分担の考え方に共感しない市民の割合が増えてほしい、性別役割分担意識にとらわれないでほしいからこれまで何回も集まって話し合っている。だから、この数値目標はこのままでいいと思う。私たちが価値観に介入しようとしていることは事実だ。性別によって役割を分担する考え方が当然だと思う人はいると思うし、「それは是ではなく非だ。」ということを書いていくわけだから、これはこのままでいいと思う。男女共同参画について、これは個人の問題なのか、組織的に介入するのはどうかと思ったときに、例えば、男性で妻子をほったらかしてホテル住まいをしながら仕事をしている人がいる。それでも、「俺は仕事をしてるんだ。」と。すごくいい先生だが、ある先生は、「そういう先生の働き方は社会に害を及ぼしている。」と、ズバリ言う。それはなぜかというと、「それがすばらしい、それが男だ。」という働き方をその先生が示していること自体が害悪にほかならないからだという話になった時に、そうだなと思った。やはり我々は価値観に介入しようとしているということを、改めて意識していいのではないかと思う。
- 意識だけが特別に存在するわけではなくて、仕事に就きたくても正規職は男性が多くて女性はなかなか正規職に就けない、男女の賃金差別も欧米に比べて甚だしいという実態がある。ある大学に勤めている先生の考えを聞いたときにショックを受けた。一生懸命子どものために仕事に打ち込んでいるのはいいが、長時間仕事をしていることが、結局、子どもにとっては健康観の点でもそういう意識を植え付けてしまう。だから、長時間労働は決していいことではない。家族もあり、仕事だけではなく余暇を楽しむことも含めて、「社会的に基盤整備を。」と先ほど申し上げたのはそういうことだ。基盤整備を抜きに、意識だけを聞いても変化も生まれえないし、それほど大きな意味を持たないのではないかと。我々が推進しなければならないプランの中身として、意識の変化を生み出すような、実効性のある施策展開が必要だと思う。長時間

労働を厳しく規制する法制度が実現されなければならない。社会の成り立ちも違い、条件も違うので同じようにはならないかもしれないが、国によっては、労働者は5時なら5時できっちり終わって、「5時からあとのパパは僕のもの」という運動をされたと聞いたことがある。業者関係でも、定時で店が全部閉まってしまう。日本の現状から見れば、一度にそういうことは実現しないし、不便な社会になってしまうかもしれないが、それが社会的な合意として行えるようにしようと思えば、個々の努力に任す限りにおいてはできない。社会的に法制度を世論形成と併せて整備した上で、初めて男女共同参画社会を実現する展望が開けると思うので、意識だけを問うことは問題だと思う。

- 「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」の数値目標が果たしているのだろうか、という意見について、おそらくここにいる方は、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業をできるだけ廃止していこうという考え方では一致していると思うが、必ずしも社会ではそういう考え方に賛同されない方も一定程度いるだろう。思想・信条・信仰の自由があるが、行政の立場からそういうところに直接的に介入するのは少し問題ではないか、という配慮かと私は解釈している。
- 国策として男女共同参画を進めていこうというのは、究極的には国益にかなうからだ。国益とは何かと考えたときに、個人の幸せというものもあるが、少子化対策、ひいては日本国の存続そのものに関わるものだと思う。だからこそ、国も男女共同参画に本腰を入れざるを得ない。例えば、平和主義に対して「戦争をしたいと言う人もいるだろうから、平和主義と言わないでおこう。」と、だれも言わないのと同じで、国益を担っていくための一つの思想として重要だと思ってもいいのではないか。
- 男性の長時間労働の問題に関して、昨日講演会で聞いてなるほどと思った。企業や社会がその人の背景にある育児や介護をまるでないかのようにして働かせることによって、育児や介護のコストを払わずに済んでいて、その分のしわ寄せが女性等にきている。それが社会を疲弊させ、ますます結婚に対する幻滅や育児に対する不安等いろいろなことが生じ、少子化等がなだれ現象で起こってくる。それを、植林をする林業者と植林をしない林業者の経済的コストに例えて、植林をしない林業者の商品を買って30年後には森林が崩壊してしまった時に、人類はどうになってしまうのかという、それくらいの規模で考えないといけないのだろうということだ。これは個人の価値観の問題ではなく、国策であり、究極的には国益であって、基本的に国民というものの存続に関わることだと思うくらいでないといけないのではないか。価値観にあえて介入していくというくらいの意気込みはあってもいいと思う。こうい

う話はぶれがちだ。自分の中のジェンダーとも闘っているし、個人的な価値観から国策や国益にまで昇華するまでに時間がかかるし、どうしても個人的な問題にいきやすいが、そうではないと振り向けるために、我々が考えなければならないのは、これは国策だということかと思う。

○男女共同参画の歴史的な経緯について言うと、日本は外圧によって、国際婦人年以降、男女共同参画を推進してきて、国際条約を批准し、国際的な流れの中でつくってきた。男女共同参画社会基本法についても、「平等」という言葉を使わないで、やっところまで来たといういろいろな議論がある。私は、男女共同参画を推進することは男女共に非常に豊かな社会をつくるもので、かつ、国益にかなうと考えてずっと携わってきた。まだ政府は国益につながるという認識が弱いと思う。それに早く気付いて、早く政策を進めたほうがいいが、その辺りは政治家や国民にいろいろな価値観があって、そこがクリアされないから、なかなか国益というところまでもっていきにくく「それは個人の生き方だ。」と流れてきたのかと思う。思想信条についての介入はどうか、という議論が出るのはもったもだが、男女共同参画社会基本法の中に「性別による固定的な役割分担」と、法律的な文言として載せられている。私は男女共同参画が個人の幸せにとっても企業にとっても国益に沿うと思っている。例えば、環境問題への対応はコストがかかるからしないほうがいいだろうと短い期間では考えるかもしれないが、環境に早く対処するほうが企業のビジネスにとっても、地球の温暖化にとってもいい。どのくらいの期間で物事を考えるかということが違う。短期間で考える場合、中期間で考える場合、環境問題のように100年、1000年で考える場合と違うわけだ。一挙には進まないで、いろいろな法律や計画をつくって行っているが、そこがなかなか、すっとんと落ちないところだと思う。個人の価値観や信条等、もしそこにひっかかりがあるとすれば、目標数値に上げる場合、違う聞き方もできるが、それを言い出すと白紙に戻すようだという気がする。

○男女共同参画は、子ども・男性・障害者・高齢者にとっても、みんなにひっかかってくることだと思う。例えば、高齢者の虐待や自殺があったが、それはそういう状況に置かれると虐待をしたり心中をしたり自殺をしたりしてしまうという局面を何十年来見てきて、これは障害者の介護、子どもの世話、高齢者の介護、女性の役割としてやっていくからには、この不幸はなくならないだろうと思う。それを変えていくには、やはり制度や条件等が変わらないといけない。男女共同参画というのは男女だけの問題ではなく、人権等すべてに関わってくると思うので、大きな方向として、みんな頑張って進めていけばいいなと思っている。寝屋川市は先進的にやってこられたところなので、こういう方向で一步でも進めるような計画づくりをしていきたい。

- 社会的な状況を変えていくということでは、意識を変えていくのは大事なので「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合」の数値目標が 50%というのは、志が小さい。性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合は、世代交代も含めて取組次第では加速度的に多数派になっていくと思う。せめて 60%、70%を目標設定にすることが大事ではないか。
- 国や府に求めるとともに、寝屋川市としてもできることはいくつもあると思う。特に性別役割分担意識の根本には、経済的な状況があるわけで、母子家庭も含めてひとり親家庭がものすごく増えているので、先ほども育児放棄、ネグレクトのことを言ったが、夜も子どもを置いて働かないと生活できない人も多い。例えば、DVで離婚していない場合に、病気になって自分で医療費を負担するが、夫の扶養になっているために医療費の一部が返ってくるときに自分ではなく夫のところへいってしまうという事例を挙げて、国に少しでも改善を求めていくべきだ。
- 最近子ども手当について相談を受けた。離婚していなくて、夫は別の女性と住んでいるという実態があるが、夫が子どもを養育していないという証明書を送ってこないからという理由で、子ども手当が夫にも妻にも振り込まれず宙に浮いた状態になっている。離婚するか、夫から証明書をもらわないと法律の問題も関わってきて支給できないという話だ。でも目の前の生活を考えたら一人では大変だということで、いくつもの事例を挙げて実態をきちんとつかめたら担当の行政の判断でできるなど、国や府に事例も含めて言うていくことが大事ではないか。
- 寝屋川市も多様な雇用形態で、正規職員をどんどん減らし、仕事は減っていないから、結局、非正規の人たちに回している。寝屋川市自体、社会的に大きな問題になっている貧困問題に拍車をかけているような行政姿勢がある。そんな中でいくら市民意識の割合を高めようと思っても、高める方向にならない。むしろ寝屋川市としてできることは何なのか、市としての姿勢をきちんと示していくことも大事だと思う。